



宮 崎 県 公 報

令和元年5月9日(木曜日) 第2号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定(2件)…(障がい福祉課) 1
- 有害興行の指定…(こども家庭課) 1
- 道路の供用の開始…(道路保全課) 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…(建築住宅課) 2

公 告

- 土地改良区の清算人の就退任の届出…(農村整備課) 2
- 入札公告… 3

人事委員会規則

- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則… 4

選挙管理委員会告示

- 高千穂町長選挙及び同町議会議員補欠選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについての裁決… 5

告 示

宮崎県告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和元年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指 定 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510200472	山田りんどう福祉会	都城市山田町山田3063番地4	特定非営利活動法人 山田りんどう福祉会	都城市山田町山田3063番地4	令和元年5月1日	居宅介護、重度訪問介護

宮崎県告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和元年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指 定 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4511910186	ほのかショートステイ	東諸県郡国富町大字竹田20番地1	社会福祉法人エデンの園	東諸県郡国富町大字三名初田2621番地5	令和元年5月1日	短期入所

宮崎県告示第7号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行と

して次のものを指定した。

令和元年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
31年-1	映画	姉妹事件簿 エッチにまる見え	吉行組 <オーピー映画>	平成31年4月22日
31年-2	映画	人妻の吐息 淫らに愛して	加藤組 <オーピー映画>	
31年-3	映画	溢れる淫汁 いけいけ、タイガー	国沢組 <オーピー映画>	
31年-4	映画	激イキ奥様 仕組まれた快樂	関根組 <オーピー映画>	
31年-5	映画	生尻娘 制服のしたたり	深町組 <新東宝映画>	
31年-6	映画	凌辱ホステス ぶち込まれて	清水組 <オーピー映画>	
31年-7	映画	時計じかけのオレンジ (原題) A CLOCKWORK ORANGE	ワーナー・ブラザース映画 (イギリス)	
31年-8	映画	ハウス・ジャック・ビルト (原題) THE HOUSE THAT JACK BUILT	クロックワークス (デンマーク)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年5月9日から同年同月23日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字宇土ノ谷7270番1地先から同郡同村同大字字大滝ノ元7447番1地先まで	令和元年5月9日

宮崎県告示第9号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(高鍋)2019-1	平田文子	児湯郡高鍋町大字上江字川田2109番4、2127番2	5.89 ~ 6.00	60.10	平成31年4月16日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、宮丸土地改良区(都城市)の清算人の就退任について次のとおり届出があった。

令和元年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した清算人

氏名	住所
上原誠史	都城市庄内町12712番地5

2 退任した清算人

氏名	住所
外山慶助	都城市大王町18街区17号
有馬利明	都城市宮丸町3街区11号

川 畑 福次郎	都城市宮丸町25街区9号	をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。 3 入札参加者に求められる義務 入札に参加しようとする者は、次の必要書類を令和元年6月17日午後5時までに下記13の場所に提出しなければならない。(郵送での提出可。ただし令和元年6月17日午後5時必着とする。)また、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出すること。 なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。 4 同等品審査について 基準品として示す商品以外の同等品で入札に参加しようとする場合には、当該商品の仕様、規格及び品番の分かるカタログ等を宮崎県警察本部警務部情報管理課に提出し、令和元年6月17日(月)午後5時までに事前承認を受け、下記13の場所に提出しなければならない。 5 契約条項を示す場所及び期間 (1) 場所 〒880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 電話番号0985(31)0110 (2) 期間 令和元年5月9日(木)から令和元年6月18日(火)まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで) 6 資格要件の審査を申請する場所及び期間 (1) 場所 〒880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 電話番号0985(31)0110 (2) 期間 令和元年5月9日(木)から令和元年6月17日(月)まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで) 7 入札説明書及び仕様書の交付 (1) 場所 〒880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 電話番号0985(31)0110 (2) 期間 令和元年5月9日(木)から令和元年6月17日(月)まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで) 8 入札書を送付により提出する場合の提出場所、提出期限及び提出方法 (1) 場所 〒880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 電話番号0985(31)0110 (2) 提出期限 令和元年6月18日(火)午後5時(入札当日に持参する場合を除く。)
田 村 勇 男	都城市甲斐元町5街区18号	
鎌 田 福 一	都城市宮丸町3040番地	
小牟田 實	都城市宮丸町2979番地	
宮 田 時 義	都城市宮丸町2777番地	
堀 切 精 次	都城市宮丸町7街区17号	

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年5月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- 物品及び数量 トナーカートリッジ等の単価契約
- 納入期限 契約締結の日から令和2年3月31日まで
- 納入場所 指定場所
- 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
- 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団

- 9 入札及び開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒 880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部1階 102会議室
電話番号0985 (31) 0110
- (2) 日時
令和元年6月19日(水) 午前10時00分
- 10 入札及び契約保証金
- (1) 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則第100条の規定による。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。
- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証金保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間、に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 11 入札の無効に関する事項

- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 12 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 13 契約に関する事務を担当する部署
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
郵便番号 880-8509電話番号0985 (31) 0110
- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 15 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: A Toner Cartridge and the other items. The term of a contract is to be held from the conclusion of a contract to the 31 March, 2020.
- (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 17 June, 2019.
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110.

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年5月9日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第1号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)				
	組織	職	種別	区分		組織	職	種別	区分
知事	[略]				知事	[略]			
	保健所	所長	3種 (人事委員会 が別に定める ものにあ っては2 種)	2 (2種に あっては 2)		保健所	所長	3種 (人事委 員会が別 に定める ものにあ っては <u>1</u> 種又は2 種)	2 (<u>1種又</u> <u>は2種に</u> <u>あっては</u> <u>2</u>)
	[略]	[略]				[略]	[略]		
	[略]					[略]			
	[略]					[略]			
別表第2(第3条関係)					別表第2(第3条関係)				
1~4 [略]					1~4 [略]				
5 医療職給料表(一)					5 医療職給料表(一)				
	職務の級	種別	区分	管理職手当の額		職務の級	種別	区分	管理職手当の額
	4級					4級	<u>1種</u>	<u>2</u>	<u>123,900円</u>

	2種	1	110,100円		2種	1	110,100円
		[略]				[略]	
[略]				[略]			
6～8	[略]			6～8	[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第1号

平成30年12月23日執行の高千穂町長選挙及び同町議会議員補欠選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

令和元年5月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明
裁 決 書

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1377番地5
審査申立人 田 中 義 了

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成31年2月4日付けで提起された平成30年12月23日執行の高千穂町長選挙及び同町議会議員補欠選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、宮崎県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、高千穂町長選挙及び自ら立候補した同町議会議員補欠選挙について、平成30年12月26日に高千穂町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し、選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、町委員会は、平成31年1月17日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その理由とするところについて、要約すると次のとおりである。

本件選挙の実施体制に関し、以下のような疑義が生じており、本件選挙は無効である。

- 高千穂町長・副町長の主導による町役場挙げての選挙活動
高千穂町長・副町長の主導で、町役場職員を退職させ、町役場挙げての選挙活動をしており、当選祝賀会についても高千穂警察署は黙認していた。
- 町委員会の動向の不自然さ
告示日を公民館等への公文書に誤って掲載したり、期日前投票する人に「ボールペンでなくなぜ鉛筆なのか」の問いに「ボールペンは8年間もたないから」と説明したり、動向が不自然だった。
- 期日前投票と投票箱の管理について
町長と副町長の町役場ぐるみの選挙であることを危惧する町民は、昨年4月以降、期日前投票の書き換えなどの不正の発生を予想していた。それで全国の選挙違反の事例について調べ、期日前投票箱の管理体制を町委員会に問合せもしていた。
- 開票作業について
（町委員会は）開票立会人について、適正に選任したというが、平成30年12月25日、町委員会担当者に電話確認すると「町役場

の選任した人」との回答だった。また、その際、高千穂警察署の警察官の開票会場での立会についてはコメントがなかった。同署刑事生活安全課長は「警察官が立ち会っているから選挙の不正があるはずはない」と面談でしていた。（町役場で選任したという）3人に含まれているのか不自然だ。また、開票会場で場外から見ていた町民によると投票箱からの投票用紙が不自然に放出され、投票の束の持ち込みに常ならぬ異常な光景であると認識したということだ。

5 高千穂警察署の対応について

戸別訪問にかかる捜査を実施しないなどの高千穂警察署の対応から、高千穂町長・副町長・総務課長のトップが「町役場挙げての支援」する選挙運動に、更に町委員会や高千穂警察署も絡むとすると、標記における選挙の不正にかかる異議申出が簡単に棄却されることは想定内だった。

裁決の理由

当委員会は、この審査の申立てを適法なもの認め、これを受理し、町委員会から弁明書を、申立人からは反論書を徴し、これらを慎重に審理した。

およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第205条第1項に規定されているように、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反して」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない」（昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、当該選挙の管理執行の手続に関する規定違反について、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合」（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）とされている。

当委員会は、以上の観点から、申立人の主張する理由について、次のとおり判断する。

1 高千穂町長・副町長の主導による町役場挙げての選挙活動

申立人は、副町長が「町役場を挙げて当選させる」からと町長選立候補予定者を出馬させたこと、町長選立候補予定者を支援するある議員が「選挙違反で捕まることはない」と周辺にもらしていたこと、町長と副町長のふたりから選挙期間中に戸別訪問を受けたという町民がいること、投開票後すぐに当選祝賀会が開催されたというのに高千穂警察署は黙認していたこと、町民に届いた選挙用葉書が選挙人名簿にない子供や姓が旧字の書かれたものがあり、住民基本台帳か戸籍台帳が利用されたのではと町民が疑っていることなどにより本件選挙は無効であると主張する。

しかし、申立人から示された情報について、実際にどのような

不正が行われたのかについて、具体的な事実に基づく主張が認められず、申立人の主張は採用できない。

また、仮に申立人が示した情報が事実であったとしても、申立人から選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げたような、特段の事態を生じたとする根拠や証拠等は示されておらず、本件選挙に関し違法な選挙運動を行ったとして刑に処せられているといった事実も認められない。

2 町委員会の動向の不自然さ

申立人は、公民館等への案内文書で告示日を誤っていたこと、「ボールペンでなくなせ鉛筆なのか」の問いに期日前投票所の職員が「ボールペンは8年間もたないから」と説明したことなどにより選挙無効であると主張している。

町委員会によると、公民館長・組長宛の文書に誤った告示日を掲載し、のちに訂正の文書を発したことは認めるが、その余については否認するとされており、実際にどのような不正が行われたのかについて、具体的な事実に基づく主張が認められず、申立人の主張は採用できない。

3 期日前投票と投票箱の管理について

申立人は、期日前投票の書き換えなどの不正の発生を予想していたこと、期日前投票箱の管理体制を町委員会に問合せもしていたことについて述べているが、実際にどのような不正が行われたのかについて、具体的な事実に基づく主張が認められず、申立人の主張は採用できない。

また、町委員会によると、期日前投票箱の管理について、「期日前投票初日、公職選挙法施行令(以下「令」という。)第34条の規定により、期日前投票所に最初に来た選挙人に投票管理者、投票立会人2名の面前で、投票箱に何も入っていないことの確認をしてもらい、内蓋を施錠する。その後、内蓋の鍵は封筒に入れ投票管理者及び投票立会人2名に封筒の上段、中段、下段の封じ目に封印をしてもらう。封印した内蓋の鍵入り封筒は、総務課備え付けの金庫に厳重に保管され、開票日まで保管される。1日の期日前投票作業が終了したら、令第49条の7の規定により読み替えた令第43条に従い、投票管理者及び投票立会人2名の面前で外蓋に施錠し、外蓋の鍵を封筒に入れ投票管理者及び投票立会人2名に封筒の上段、中段、下段の封じ目に封印をしてもらい翌朝まで、総務課備え付けの金庫に厳重に保管される。投票箱は、令第49条の7の規定により読み替えた令第44条に従い、期日前投票所に設置したまま、期日前投票所自体に鍵をかけている。2日目以降は、朝8時30分に投票管理者及び投票立会人2名の面前で、外蓋の鍵入り封筒を開封し、投票箱に施錠がきちんとされていることを確認のち、外蓋の開錠をする。あとは開票日まで繰り返しの作業となるが、毎日、封印した鍵の封筒と投票箱の施錠の状況を投票管理者及び投票立会人2名に確認をしていただいている。上記のことから、期日前投票箱の管理については適正である。」としており、これを否定する特段の理由もないことから、法令違反は認められない。

4 開票作業について

申立人は、開票立会人の選任の不適正や、開票会場で場外から見ている町民によると投票箱からの投票用紙が不自然に放出され、投票の束の持ち込みに常ならぬ異常な光景であると認識されたなどと述べているが、実際にどのような不正が行われたのかについて、具体的な事実に基づく主張が認められず、申立人の主張は採用できない。

また、町委員会によると、開票立会人について、公職選挙法第

62条第8項の規定により町委員会で、警察官とは別に3名を選任しており、適正であることは明らかであるとしており、これを否定する特段の理由もないことから、法令違反は認められない。

5 高千穂警察署の対応について

申立人は、町長及び副町長が戸別訪問を行っていたこと、高千穂警察署の対応などについて述べているが、実際にどのような不正が行われたのかについて、具体的な事実に基づく主張が認められず、申立人の主張は採用できない。

仮に申立人が示した情報が事実であったとしても、申立人から選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げたような、特段の事態を生じたとする根拠や証拠等は示されておらず、本件選挙に関し違法な選挙運動を行ったとして刑に処せられているといった事実も認められない。

6 結論

以上のとおり、申立人に係る審査の申立て、すなわち、本件選挙が無効であるとの主張は、いずれもその理由を欠くものであり、認容することはできない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成31年3月28日

宮崎県選挙管理委員会

委員長 吉瀬 和明

教 示

この裁決に不服があるときは、公職選挙法第203条の規定により、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。